

附属札幌中学校における教育活動のガイドライン【通常登校版】

令和2年7月6日改訂

通常登校に当たって、本校では新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、子どもたちが安全に過ごすことができるよう、以下のガイドラインに従って教育活動を実施いたします。保護者の皆様におかれましても、ご理解とご協力のほどよろしくお願ひいたします。

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- ・会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- ・屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用する。
- ・家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐ着替える、シャワーを浴びる。
- ・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う。（手指消毒薬の使用も可）

1日の流れ	ガイドライン
1日中	<ul style="list-style-type: none">・マスクを原則着用する。・咳エチケットを徹底する。・休み時間は教室、廊下の窓を開ける。（5分以上）授業中も可能であれば換気を行う。・テスト座席にする。（1mを目安に最大限の間隔を取る）・必要のない場所に手を触れない。・休み時間も互いに距離を保つ。・トイレやホールに残らない。順番を待つときはドアの外で1mの間隔を取る。・順番を待つときは1mの間隔を取る。・他のクラスに立ち入らない。（委員会など教師がつける場合は可）
登校	<ul style="list-style-type: none">・以下の場合は出席停止となります。<ul style="list-style-type: none">○本人に感染が確認された場合○本人と同居している者に感染が確認された場合○本人又は同居している者が、保健所から濃厚接触者として指定された場合○本人又は同居している者に、発熱等の風邪の症状がみられる場合○医療的ケアが日常的に必要な場合、基礎疾患等がある場合○海外から帰国した場合・可能な範囲で保護者に送迎していただく。・バスが混雑していた場合は、次のバスを利用する。（その場合時間に遅れても遅刻にはなりません。）・JRの利用者はできるだけ駅から歩く。・公共交通機関を利用する際には会話を控える。・毎朝、健康観察記録表を担任の先生に提出する。検温していない場合は玄関から直接保健室に行き検温する。（発熱が認められた場合は早退となります。）
授業	<ul style="list-style-type: none">・3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場を避けることはもちろんのこと、一つ一つの条件が発生しないように注意する。・グループで交流する際にも机はつけない。・学年授業は行わない。（体育館のみ可）・特別教室を使用する場合、授業の前後に手洗いをする。その際、特別教室にある水道も利用する。

給食	<ul style="list-style-type: none"> ・座席は前を向いたまま食べる。 ・おかわりは担任の先生に盛り付けてもらう。
昼休み	<ul style="list-style-type: none"> ・窓を開けて換気をする。
清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・互いに距離を保ち行う。 ・拭き掃除も行う。 ・当番以外はバス駐車場に向かう。
放課後	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに下校する。 ・委員会等で必要があれば 16:50までの活動を認める。 ・路線便への乗車も認める。 ・JRの利用者はできるだけ駅から歩く。 ・保護者のお迎えを待つ場合は自席で過ごす。
消毒	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃時に、界面活性剤を含む洗剤（マイペット）を使用し、清掃当番生徒が、以下の場所を消毒する。 <p>教室・特別教室・ホール・トイレのドアノブ、スイッチ、机、配膳台、蛇口、手すり</p>
部活動	可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行う。

《引用・参考文献》

- ・文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」令和2年3月24日
- ・文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A」令和2年5月13日
- ・文部科学省「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」令和2年5月1日
- ・文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.5.22Ver.1）
- ・北海道教育委員会「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の再開に当たっての留意事項について」令和2年3月27日
- ・北海道教育委員会「日常の給食指導の要領（例）」令和2年3月30日
- ・札幌市教育委員会「新型コロナウイルス感染症に対応した『札幌市における教育活動のガイドライン』令和2年5月26日改訂
- ・札幌市教育委員会「『札幌市における教育活動のガイドライン』に関するQ&A」令和2年6月29日版

